

議案第 4 4 6 号

大田市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 1 9 日提出

大田市市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

大田市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例（令和7年大田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「同年10月29日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の大田市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例附則第2項の規定は、令和7年10月30日から適用する。

# 大田市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例の一部改正に関する説明資料

## 1 改正の理由

新庁舎建設に係る財源確保に向けた、市長、副市長及び教育長の給与の減額を定めた、「大田市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例」について、同条例附則第2項の定めにより令和7年10月29日までの期間において実施している市長の給料月額30%減額を令和8年3月31日まで延長するため、所要の改正を行うもの。

## 2 改正の内容

附則第2項の定めにより実施している市長の給料月額を30%減額する期間が、令和7年10月29日をもって終了するため、令和8年3月31日まで延長する。

(附則第2項)

## 3 施行期日等

公布の日から施行し、令和7年10月30日から適用する。